

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		管理者を医療法人の理事に加えない認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第46条の5第6項但書、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印されていること。</p> <p>2 多数の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者であるような場合で、理事としないことについて合理性があると認められるような場合であること。 (昭和61年健政発第410号 厚生省健康政策局長通知)</p> <p>3 社員総会又は理事会等で適正に決議されていること。</p>
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	審査期間 10日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成28年9月1日最終改正
備 考		